



JAL不当解雇撤回ニュース

No174 号 2012.06.28
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル内
TEL: 03-3742-3251 FAX: 03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekai.co>

東京地裁の判決は不当

守ろう空の安全と働く者の権利

浅倉むつ子さん、江尻美穂子さん、坂本福子さんがコメント

日本婦人団体連合会（婦団連）発行の婦人通信 6月号に、日航解雇撤回女性アピールの呼びかけ人である3名の方の、不当判決に対するコメントが掲載されました。早稲田大学教授の浅倉むつ子さん、国連NGO国内婦人委員会委員長の江尻美穂子さん、弁護士の坂本福子さんの投稿です。転載を申し入れたところ、快く了解してくださいましたので紹介します。（見出しは編集部でつけました）

働く場を奪う事は、最後の最後まで回避されなければならない

浅倉むつ子 早稲田大学教授

日本航空の整理解雇は、日本の全ての労働者の基本的な権利に関わる重大問題であり、労働法にも大きな試練を投げかけています。今回の判決は、論理的には矛盾し、破綻していると言わざるをえません。なぜなら、判決は大枠としては、たとえ会社更生法手続きの下でも「従来の整理解雇に関する四要素を総合考慮して判断すべきだ」、「解雇権濫用法理の派生法理である整理解雇法理の適用がある」と述べています。



ところが内実の判断になると一転して、可決・認可された更生計画に応じて人員・組織体制を効率化すべきだと述べ、たとえ途中で更生計画を上回る利潤があったとしても、当初の人員削減の必要性には影響しないと言っています。これは従来の整理解雇法理とは似ても似つかぬ法理であり、このような法理がまかり通るのでは、今後、労働法というものの意義がなし崩し的に失われるのではないかという危機を感じます。

労働者の人権を軽視するこのような判決は、はたして何をもたらすのでしょうか。人は、働きがいのある人間らしい仕事を通じて尊厳を確保され、生きる意欲も社会への参画意識もそこから生まれるのではないのでしょうか。だからこそ、経済不況の時代でも働く場を奪う事は、最後の最後まで回避されなければならないのだと考えます。日本全体の復興・再生の営みの勢いを削ぐような今回の判決には反対せざるをえません。

女性の働く権利確保、地位向上の点からも見過ごせない不当判決！

江尻美穂子 国連 NGO 国内婦人委員会委員長

多くの人を安全に目的地まで運ぶことは、公共交通の最優先の課題であり、そのためには、適切な就労環境の整備が必要でしょう。労使の良好な関係もそのひとつで、いつ解雇されるかわからないような不安定な状況は最悪な就労環境ではないでしょうか。



経営者が、就労者の解雇によって経営状態を改善しようとするのは、あまりにも安易な考えであると思えません。解雇者が増えれば、残った人たちに過剰な労働が強いられ、精神的な不安を抱えての勤務が、操縦や客室での接客などに悪影響を与える事も考えら

れます。

解雇された女性たちは、女性が仕事と家庭を両立させて定年まで働き続けられるような職場作りに長年尽力してきたベテラン乗務員と聞きます。

女性の働く権利確保、地位向上の点からも見過ごせない不当判決です。

JAL をよりよい会社にしていくために労使が協力することを、利用者たちは求めています。労使間のこうした軋轢は、乗客離れも引き起こし、さらに経営状態を悪化させる悪循環になるのではないのでしょうか。

何を目指して労使双方が努力するのかを明確にしたうえで、労働条件の改善を図り、会社経営の向上を図るべきではないかと思います。

空の安全や働く者の基本的人権など微塵も考えられていない判決です！

坂本福子 弁護士

今回、裁判所は、日本航空のパイロットと客室乗務員に対する整理解雇は有効と認めた不当な判決を出しました。しかしこの判決は、法律的には整理解雇について判例上確立された四要件を踏みにじり、会社更生と言う名の下に最も大切な「空の安全」を無視した不当な判決です。

乗客にとって、飛行機に乗るといことはその生命を、パイロットと客室乗務員に任せる以外にないのです。一方、パイロットや客室乗務員は日々命をかけて業務に励んでいるのです。パイロットは、長年の経験と疲労のない体で操縦すること、客室乗務員は、乗客に安心して心休まる空の旅を過ごしてもらうという配慮が必要でしょう。また、その技術を次の若い世代に伝えていくことも使命です。今回の判決はこれら無視し、年長者から、また病欠の多いものを中心に、会社が行った整理解雇を有効と判断しました。

空の安全性、パイロットや客室乗務員の基本的人権や、長年勤務してきた労働者のこれからの人生設計などみじんも考えられていません。空の安全性の確保や基本的人権を無視した今回の判決を打ち破り、解雇を撤回させる大きな運動を早期に起こす必要があるでしょう。

